仕様書

１．件名　健康の駅環境衛生保守管理業務

２．履行場所　健康の駅

３．発注者　古河市長　針谷　力

４．履行期間

自　令和 4 年 4 月　1 日

至　令和 5 年 3 月 31 日

５．業務の内容

（１）建築物環境衛生管理技術者の選任及び届出

受託者は法律により定められた技術者を選任し関係機関に届出を行うこと。

（２）建築物環境衛生技術者の要務

・下記について、点検・状況確認を行う。

①図面・帳簿書類の管理状況　②空調設備管理状況　③給排水設備管理状況

④清掃状況　⑤ごみ処理状況　⑥ネズミ・害虫生息状況

・業務に伴う改善個所の報告及び改善に向けた提案。

・業務に関連する検査等の立会い。

（３）飲料水水質管理

①検査項目は次のとおりとする

飲料水　残留塩素測定　平日毎日（土日祝日、お盆、年末年始除く）1 回実施

雑用水　ＰＨ、臭気、外観　7 日以内ごとに 1 回

雑用水　大腸菌　2 ケ月以内ごとに 1 回

飲料水水質検査

一般細菌　大腸菌　硝酸態窒素　亜硝酸態窒素　塩化物イオン　有機物　HP 値　味　臭気　色度　濁度　6 ヶ月に 1 回実施（1 回目）は 6/1～9/30 の間に実施すること

※鉛及びその化合物　※亜鉛及びその化合物　※鉄及びその化合物　※銅及びその化合物　※蒸発残留物

上記※については 1 回目に基準に適合した場合は 2 回目にその項目を省略することができる。

飲料水水質検査　1年に1回実施（6月1日～9月30日）

シアン化合物イオン　塩化シアン　クロロ酢酸　クロロホルム　ジブロモクロロメタン　臭素酸　総トリハロメタン　トリクロロ酢酸　ブロメジクロロメタン　ブロモホルム　ホルムアルデヒト

②厚生労働省で定める基準に準じ水質検査及び遊離残留塩素の確認を行う。

③上記において測定値が基準に満たない場合は滅菌装置を動作し適正な塩素濃度を保てるようにする。

④滅菌装置の薬品の補充を行う。これに伴う薬品については発注者の負担とする。

（4）空気環境測定

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同施工令等に定められた基準により各施設の各階ごとの居室等について次の項目の測定を行う。

・浮遊粉塵量　・一酸化炭素含有量　・二酸化炭素含有量　・温度　・相対温度　・気流

（5）ねずみ・害虫駆除

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同施工令等に定められた基準により次の作業を行う。

・事務室

室内の壁面、机の下、コード類の隙間などを重点的に散布処理を行い、書籍類の中に潜む害虫に対しては状況に応じてピレスロイド系殺虫剤（非残効性で即効性のある薬剤）を用いて、蒸処理をする。

・給湯室他

備品の周囲や隙間及び壁面等に乳剤等（成分の残効性がある薬品）で散布処理を行い、書籍類の中に潜む害虫に対しては状況に応じてピレスロイド系殺虫剤（非残効性で即効性のある薬剤）を用いて、燻蒸処理をする。

・廊下他

壁面や笠木等に乳剤等（成分の残効性がある薬品）で散布処理を行う。

・ねずみ

生息している形跡がある場所に捕獲器等を設置する。

6．その他

（1）本業務作業中に庁舎の利用又は設置機材等に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに受託者の責任において復旧するものとする。

（2）受託者は業務の実施を予定する1週間以上前に委託者の承諾を得なければならない。

（3）仕様書に定めのない事項については双方の協議のうえ決定する。

業務内容書

１．施設面積

場所　床面積（㎡）

社会福祉センター

　１階事務室他　740.16

　２階事務室他　740.58

トレーニングルーム　580.83

事務室　125.10

合計　2186.67

場所　床面積（㎡）

健康づくりセンター

　１階ホール他　834.23

　２階調理室他　756.00

エントランスホール　575.17

合計　2165.40

２．飲料水、雑用水水質検査

実施回数　仕様書のとおり

検査項目　仕様書のとおり

採水箇所（予定）　（飲料水）社会福祉センター　１階給湯室　（雑用水）機械室　雑用水水栓

３．空気環境測定

場所

社会福祉センター　１階、社会福祉センター　２階

健康づくりセンター　１階、健康づくりセンター　２階

トレーニングルーム、事務室

測定事項　仕様書のとおり

実施回数　２ヶ月に１回（年に６回）実施

実施方法　１回に実施につき午前１回午後１回の計２回測定する

測定個所数　各１ヵ所

４．ねずみ・害虫所作業

場所　施設内全域

生息調査　６ヶ月に１回

駆除作業　１回

５．作業日時　作業の実施については事前に発注者に報告し承諾を得てから行うこと。

６．留意事項　本業務に係る軽微な事項については本業務内で対応すること。